平成２９年（フ）第２５０号
千葉県佐倉市ユーカリが丘２丁目14番14号
債務者　小林亜樹子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２５９号
千葉県白井市冨士18番地の３　マロンハイツ105号
債務者　牧野久美子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２９１号
千葉県成田市西三里塚253番地９（ノアメゾンＡ－205）
債務者　萩原　　清
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２９２号
千葉県成田市西三里塚253番地９（ノアメゾンＡ－205）
債務者　萩原　美代
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２９４号
千葉県八街市東吉田230番地52
債務者　髙山　和行
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３２２号
千葉県四街道市みそら１丁目22番12号
債務者　富樫　直人
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４５８号
川崎市川崎区砂子２丁目10番地７　ルリエ川崎駅前　704
債務者　野尻やよい
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７１号
川崎市幸区古市場１丁目30番地　須永荘201
債務者　関山　幸司
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８６号
川崎市幸区北加瀬１丁目31番１－305号　コートサイドベル
債務者　太田　雅寛
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７９号
川崎市中原区下小田中１丁目13番15－403号
債務者　山野　友輔
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９２号
川崎市川崎区浅田３丁目10番９号　サンセリテ浅田　104、前住所川崎市川崎区浜町２丁目７番４号　グランディア川崎浜町　102
債務者　佐藤　志帆（旧姓柳橋）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６２０号
川崎市多摩区菅馬場２丁目６番12号　レオパレスＴ＆Ｙ稲田堤　203
債務者　吉田　幸喜
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６２６号
川崎市麻生区上麻生７丁目２番４号　宇喜ハイツ　205
債務者　阿比留美緒
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３９号
川崎市川崎区四谷上町16番１号　メゾンパル102、前住所川崎市川崎区昭和２丁目６番２号　和泉荘　103
債務者　内藤　晋二
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５７号
川崎市川崎区大島２丁目６番１－403号　アーバンライフ川崎
債務者　眞庭寧淑こと　ＫＷＯＮ　ＹＯＵＮＧ　ＳＯＯＫ　權　　寧淑
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
新潟県柏崎市田塚３丁目７番41－101号　スリーズ田塚
債務者　森岡ナナ子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係